

上告状兼上告受理申立書

令和3年2月5日

最高裁判所 御中

上告人兼申立人 井原勝介

〒740-0017 山口県岩国市今津町2丁目17-16 (送達場所)

上告人兼申立人 井原勝介 印

(電話 0827-21-9807)

〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14-51

被上告人兼相手方 岩国市

同代表者兼処分行政庁 岩国市長 福田良彦

公文書非開示決定処分取消請求上告兼上告受理申立て事件

訴訟物の価額 1,600,000円 (算定不能)

貼用印紙額 26,000円

上記当事者間の広島高等裁判所令和2年(行コ)第12号 公文書非開示決定処分取消控訴事件について、令和3年1月28日下記判決の言渡しを受け、同年同月30日判決正本の送達を受けたが、同判決は全部不服であるから上告提起及び上告受理の申立てをする。

第二審判決の表示(主文)

本件控訴を棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告受理申立ての趣旨

本件上告を受理する。

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立て理由書を提出する。

添付書類

上告状兼上告受理申立書副本

1通